

相続・贈与・事業承継が専門です。

資産税NEWS

THE PROPERTY NEWS
FROM KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

平成30年11月1日

11

No. 152

今月の Q&A

相続放棄をしましたが、生命保険は受け取れますか？
相続税はかかりますか？

夫婦間のマイホームの贈与にはどのような税の特典がありますか？



今月のお知らせ

相続・遺言・生前贈与・事業承継 等

無料個別相談会のご案内

参加費
無料

平成30年11月22日・28日

京都税理士法人財産管理部では、相続に関する無料個別相談会を随時受け付けております。身近な税金（相続、遺言、生前贈与、事業承継、不動産賃貸経営、資産税に関するご相談）について是非この機会にお気軽にご相談下さい。

日時

平成30年11月22日(木)・28日(水)
10:00-17:00※両日共

※事前予約制です。
※上記日程以外をご希望の方も別日程にて個別対応させて頂きます。お気軽にお問合せ下さい。
※ご相談は初回に限り無料です。
※効率よく相談を受けていただく為、相談内容に関する資料などがございましたらご持参下さい。

時間割

下記時間帯にて予約制で実施致します。

※ご希望の時間帯番号①-⑥をお申込時にお伝え下さい。

10月22日(木)・28日(水)	
① 10:00-11:00	② 11:00-12:00
③ 13:00-14:00	④ 14:00-15:00
⑤ 15:00-16:00	⑥ 16:00-17:00

場所

京都税理士法人 京都本社

京都市南区吉祥院九条町30番地1 江後経営ビル



【アクセス】

- JR西大路駅から徒歩5分
- 市バス202系統で西大路九条下車すぐ

<お申し込み・お問合せ先>

京都税理士法人 京都本社 財産管理部
受付：杉本

☎075-693-6363

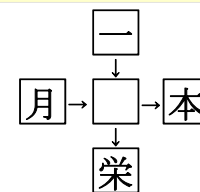
<お電話受付時間> 9:00-16:30 (土日祝除く)

今月の クイズ

真ん中の□に漢字を入れて、二字熟語を4つ作ってみましょう！
ただし熟語は矢印の方向に読みます。

①一→□ ②月→□
③□→栄 ④□→本 の4つの二字熟語が出来ます。

※ 正解は次号資産税NEWSにて発表いたします。



※ 前号 (No.151 平成30年10月号) の解答は【石】でした。



◆◆◆◆◆ お問い合わせ ◆◆◆◆◆

01 今月のピックアップ

Q 相続放棄をしましたが、生命保険は受け取れますか？
相続税はかかりますか？

A 受け取れます。相続税の課税対象にもなります。



借金などマイナスの財産があるなどの理由で相続財産を引き継ぎたくない人は、プラス財産もマイナス財産も一切相続しないという相続放棄が可能です。

相続放棄をするには、相続開始から3ヶ月以内に家庭裁判所で手続をする必要があります。

相続放棄をすると一切の財産を引き継ぎませんが、生命保険の保険金は相続財産ではなく受取人固有財産のもので、相続放棄をしても保険金を受け取ることが出来ます。

相続放棄をした人が受け取る保険金には、相続財産と同様に相続税が課税されます。相続税の計算上、生命保険金は法定相続人1人あたり500万円までは非課税とされています。

しかし、相続放棄をした人はこの非課税枠を使うことは出来ません。

相続放棄をした本人は非課税枠の適用を受けられませんが、他に相続人がいる場合には、その相続人の非課税枠を計算する際の法定相続人の数に放棄をした人も含めます。

仮に相続人が2人で、1人が相続放棄をした場合、残りの相続人の非課税枠は「500万円×2人」で1,000万円となります。

また相続税の基礎控除額の計算式である「3,000万円+600万円×法定相続人の数」の法定相続人にも相続放棄をした人を含めることになっています。



税理士 江後慎太郎

02 連載！不動産に係る税務

Q 夫婦間のマイホームの贈与にはどのような税の特典がありますか？

A 婚姻期間が20年以上の夫婦には…

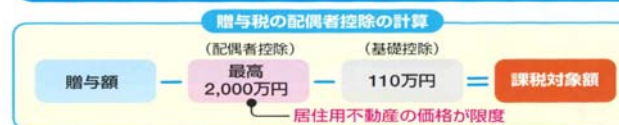


婚姻期間20年以上の配偶者に居住用不動産又は居住用不動産の購入資金を贈与すれば、2,000万円の控除が受けられます。

この控除は、同じ人からの贈与については、一度しか受けられません。

この2,000万円控除を受けた同じ年に相続が開始しても、この資産を相続財産に加算する必要はありません。

夫婦間での居住用不動産の贈与に税の特典



贈与税の配偶者控除の要件

- 婚姻期間が20年以上(入籍していない期間は含まない)である。
- 贈与財産が居住用不動産又は居住用不動産の購入資金である。
- 贈与を受けた人が、贈与を受けた年の翌年の3月15日までに実際に居住し、以後も引き続き居住する見込みである。
- これまでに同一の配偶者からの贈与について、この配偶者控除の適用を受けたことがない。
- 贈与税の申告書を提出すること。
- 贈与税の申告書(修正申告書、更正請求書も含む)にこの特例を受けることを記載した書類を添付すること。
- 贈与税の申告書に居住用不動産を取得したことを証する書類を添付すること。

① この配偶者控除は、たとえ控除不足があっても、同一の配偶者間では、一度しか適用を受けることができません。

② 「居住用不動産」とは、居住用の土地等又は家屋のことで、次に掲げる場合の敷地も居住用不動産になります。

- 居住用の家屋とともに、その家屋の敷地の贈与を受けた場合
- 配偶者から敷地だけの贈与を受けたが、その地上の家の名義が贈与をした配偶者の名義になっている場合
- 配偶者から敷地だけの贈与を受けた場合で、その地上の家の名義が同居している親族の名義である場合

③ この控除を受けた年に相続が開始しても、この控除を受けた資産を相続財産に加算しなくてもよいことになっています。

④ 贈与税の配偶者控除の適用によって贈与税が無税となっても、不動産取得税や登録免許税がかかることに注意してください。



課長 牧本